

## Client Alert

23 January 2017

### 目次

#### ミャンマー投資法規則案

- 戦略的な投資
- 投資禁止業種、投資制限業種、投資促進業種
- MIC 許可の申請に対する判断を得るのに必要なタイムライン
- 投資申請に対する判断基準
- MIC 承認（エンドースメント）のプロセス
- 不動産長期リースおよび税のインセンティブ

## ミャンマー投資法規則に関するアップデート

先ごろ、ミャンマーでは外国投資に関し以下の 2 つの関連する進展があった。

1. 投資企業管理局 (DICA) が 2016 年ミャンマー投資法規則のコンサルテーション草案（以下、「投資規則案」という）を公表した。
2. ミャンマー会社法の修正案が内閣により承認され議会の審議に付されることとなった。

## ミャンマー投資法規則案

### 戦略的な投資

ミャンマー投資法は、ミャンマー投資委員会（MIC）から投資に関する許可を取得するためのルートを二つ設けている。一つは旧法と同様のプロセスで付与されることとなると思われる MIC 許可（MIC パーミット）であり、二つ目は新しく導入され従来より合理化された手続である MIC 承認（MIC エンドースメント）である。

新法下では、投資が「戦略的（strategic）」または「資本集約的（capital intensive）」と評価される場合に限り、MIC 許可を取得することが必要となる。

投資法では「戦略的」または「資本集約的」な投資とは具体的に何を指すのか明確ではなかったが、投資規則案は、「戦略的」な投資を下記のように定義している。

- 通信、テクノロジー、交通、エネルギーインフラ、都市開発インフラ、天然資源、農業、市街地開発、またはメディア分野に対する投資である場合
- 政府からの許可を受けて行う事業でかつ予想投資金額が 20 百万 US ドルを超える場合
- 国境紛争地帯での事業でかつ予想投資金額が 10 百万 US ドルを超える場合
- 国境を越えて行われる事業で予想投資金額が 20 百万 US ドルを超える場合
- 1000 エーカーを超える面積の農業に対する投資の場合、または、
- 100 エーカー超の土地を占有または利用する権利を含む事業に対する投資の場合

また、「資本集約的」な投資については、100 百万 US ドルの投資規模を有するものをいうと定義されている。



## 投資禁止業種、投資制限業種、投資促進業種

投資規則案は、投資が禁止される業種、制限される業種（政府または内国会社とのジョイントベンチャーの組成が必要な場合を含む）、促進される業種については、別途通達により規定するものとしている。

## 投資のスクリーニングプロセス

投資規則案は、新たに、申請者が自分の企図する投資が以下のいずれかに該当するののかについてあらかじめ照会することができるよう、スクリーニングプロセスを導入した。

- MIC の許可が必要であるかどうか
- 議会の承認が必要であるかどうか
- 禁止業種、制限業種、促進業種のいずれかに該当するのかどうか

照会に対する回答は 10 営業日以内に受けられることとなっているが、議会の承認プロセスにのせる必要があるかどうかの判断については 20 営業日以内となっている。

## MIC 許可の申請に対する判断を得るのに必要なタイムライン

投資規則案は、MIC は提出された申請が適格か不適格かについての判断を 15 営業日以内に行い、MIC が申請を受理した場合には 60 営業日以内判断を行うものとしている。ただし、MIC が判断を行うためにはさらに情報の提供が必要だとする場合等には、このタイムラインを延長することを可能とする条項が設けられている。

申請を行った投資家がさらなる情報提供を求められた場合には、20 営業日以内にこれを行うものとされるが、この期間は延長されることもありうる。

## 投資申請に対する判断基準

MIC 許可を付与するか否かに当たって、MIC は申請者が下記項目に該当するか否かを判断基準とする。

- 法律を遵守して活動しているかどうか
- 許可が必要かどうか
- 責任ある持続可能な態様での投資を行うことにつきコミットメントを表明しているかどうか
- 関連するビジネスの経験および識見を有しているかどうか
- ビジネス上一定の評価を得ている良識ある企業であるかどうか（MIC はミャンマー国外で当該企業が法律違反をした事実があるかどうかを考慮に入れる可能性がある）、および、
- 当該投資によって影響を受ける政府もしくは地方政府が示している国家の発展、安全保障、経済、社会、文化に関する政策に投資案件が合致しているかどうか

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子  
パートナー

03 6271 9461  
[Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com](mailto:Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com)



ジョー・ダニエルズ  
パートナー (ヤンゴン)

+95 1 255056 # 8857  
[Jo.Daniels@bakermckenzie.com](mailto:Jo.Daniels@bakermckenzie.com)

## MIC 承認 (エンドースメント) のプロセス

投資家は、企図する投資が戦略的投資にも資本集約的投資にも該当せず、MIC 許可を受ける必要がないとされる場合でも、長期の不動産リースを受けるためまたは租税減免のインセンティブを受ける目的で、MIC 承認 (MIC エンドースメント) の取得を申請することができる。

MIC は 15 営業日以内に申請が適格か不適格かを判断し、申請が受理された場合には 60 営業日以内に MIC 承認を付与するかどうかの判断を下すものとされている。また、MIC 許可の場合と同様、上記のタイムラインの延長を認める規定がある。

MIC 許可の取得手続においては事実上上記の延長が行われる場合がより多いであろうと推測はされるものの、以上の通り、その他 MIC 許可と MIC 承認の取得手続には差異がないということが投資規則案で明らかとなった。

## 不動産長期リースおよび税のインセンティブ

投資金額が 5 百万 US ドル未満の場合、MIC は租税減免のインセンティブを付与するか否かの審査を州または地方の委員会、もしくは、MIC 事務局長に委任することができる。

MIC 事務局長の発言によれば、申請された投資が促進事業に該当する場合は、長期リースおよび租税減免のインセンティブが付与される可能性が高くなるということである。受けられる租税減免のインセンティブは投資先の地域によって異なり、最も開発の進んでいないゾーン 1 では最高 7 年、中程度の開発地域であるゾーン 2 では最高 5 年、最も開発の進んだゾーン 3 では最高 3 年の租税減免インセンティブが受けられる可能性がある。投資規則案においては、促進事業の詳細およびどの地域がどのゾーンに当たるのかについて具体的に明らかにされなかった。

しかし、投資規則案は、MIC が、雇用機会の創出、熟練労働者の育成、技術ないしビジネススキルの移転、効率化および生産性の促進、ミャンマー国外への輸出増大への寄与の程度を判断の要素とすることを明らかにした。

会社法法案については、議会を通過した時点でアップデートを行う予定である。